資料５

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社会・援護局障害保健福祉部　説明資料

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

１．障害者の地域移行・地域生活を支えるサービス（P2）

２．障害保健福祉分野における制度改正、報酬改定等の動向

（１）グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援（P3～）

（２）地域生活支援拠点等の充実（P5～）

（３）その他の障害福祉分野における居住支援法人等との連携（P8～）

３．参考資料（P10～）

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

○地域移行支援　：　障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：６ヶ月間】

○自立生活援助　：　グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：１年間】

○地域定着支援　：　居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：１年間】

（参考）　地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

退院・退所

（例1）

・事業の対象者への周知
・意向の聴取等
・対象者選定
・相談支援事業者へつなげる

地域移行支援

【初期】
○計画作成
○訪問相談、情報提供

【中期】
○訪問相談
○同行支援
○日中活動の体験利用

【終期】
○住居の確保等
○同行支援
○関係機関調整

自立生活援助

○定期訪問による生活状況のモニタリング、助言
○随時訪問、随時対応による相談援助
○近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備

地域定着支援

○居宅で単身等で生活する者との常時の連絡体制の確保
○緊急訪問、緊急対応

能動的なアプローチによる支援

受動的な支援

（例2）　地域移行支援　→　自立生活援助　→　１人暮らしの継続

（例3）　地域移行支援　→　地域定着支援　→　１人暮らしの継続

【精神科病院・入所施設】　相談支援事業者との連携による地域移行に向けた支援の実施　→　通院、デイケア、訪問看護

日中活動の体験利用【障害福祉サービス事業所】　→　日中活動、居宅サービス利用

外泊・宿泊体験【自宅、ｱﾊﾟｰﾄ、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ等】　→　住まいの場の支援

連携　　連携

自立支援協議会によるネットワーク化

市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター　等

グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

令和４年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

○　グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
○　近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

○　グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※　ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容

☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

＋

一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。

支援(例)
- GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、 金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援
- GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定による見直し

【現　　行】自立生活支援加算　500単位/回　＊入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】（新設）**自立生活支援加算(Ⅰ)**　**1,000単位/月**　＊ 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

（現行）自立生活支援加算(Ⅱ)　500単位/回　＊入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

（新設）**自立生活支援加算(Ⅲ)**　**80単位/日**　＊移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※　利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】**ピアサポート実施加算**　**100単位/月**　＊自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】**居住支援連携体制加算**　**35単位/月**、**地域居住支援体制強化推進加算**　**500単位/回**（月1回を限度）

＊自立支援加算(Ⅰ)に加算。移行支援住居の入居者については、自立支援加算（Ⅲ）として一括して評価。

＊居住支援連携体制加算は、居住支援法人又は居住支援協議会と連携した場合に加算。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】**退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費**　**2,000単位/月**　＊退居後3ヶ月　自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】**退居後ピアサポート実施加算**　**100単位/月**　＊退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

１．グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援

入居前

個別支援計画等の作成

個別支援会議等

グループホーム

・介護サービス包括型
・外部サービス利用型

生活支援

グループホームを利用していく中で、新たな生活の希望が出てきた場合（期間の定めはない）

入居中

個別支援計画の見直し

個別支援会議
本人の希望する生活や意思について共有

自立支援加算（Ⅰ）

個別支援計画を見直した上で、希望する生活に向けて住居の確保等の支援を受ける（6か月）

一人暮らし等へ

２．グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援

入居前

個別支援計画等の作成

個別支援会議等

利用前に本人の希望する生活や意思について共有

グループホーム

・移行支援住居の定員は2人以上7人以下。

自立支援加算（Ⅲ）

住まいの確保

グループワーク等

居住支援法人・協議会等との連携・報告

ピアサポート実施加算

同じ目的を持った仲間と共に希望する生活を目指す住居の確保や退居後の生活に向けた支援を受ける（3年間）

３．退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援（3か月）

＋

退居後ピアサポート実施加算

＋

居宅介護等

＊サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職（社会福祉士や精神保健福祉士）を常勤専従で７：１以上で配置。
日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

地域生活支援拠点等の整備について

令和４年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和６年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（障害者総合支援法第77条第３項）】

① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保

② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等

③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

○市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。

○都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク（イメージ）

市町村（整備・設置主体） ＊複数の市町村で共同設置可

地域生活における安心の確保

障害者

日常的な生活支援
・相談支援事業者
・サービス事業者
等

○ 地域生活支援拠点等
（地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備）

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進（体験の機会・場の確保等）

地域生活への移行・継続の支援

地域移行に関する支援
・医療機関からの地域移行
・入所施設からの地域移行
・親元からの自立　　等

○ 基幹相談支援センター（地域の相談支援の中核機関）

○ 協議会（個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場）

都道府県（管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援）

地域生活支援拠点等の機能の充実

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定による見直し

○　障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

①　情報連携等のコーディネート機能の評価

○　地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算　**500単位／月**　＊拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

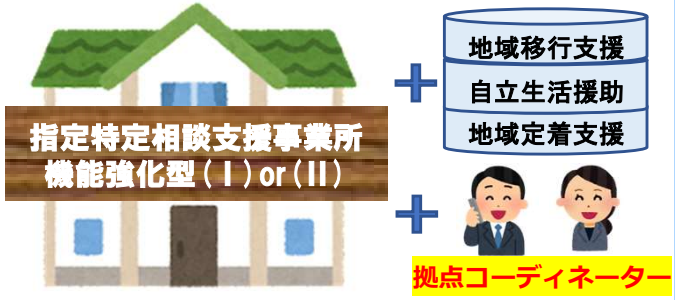

②　緊急時の重度障害者の受入機能の充実

○　地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス　緊急時受入加算　**100単位／日**

○　地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位／日　＊拠点位置づけのみ　【見直し後】短期入所（加算）**200単位／日**　＊連携調整者配置

※　地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③　地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

○　地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（１月に３回を限度）

【新設】施設入所支援　地域移行促進加算（Ⅱ）　**60単位／日**

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合

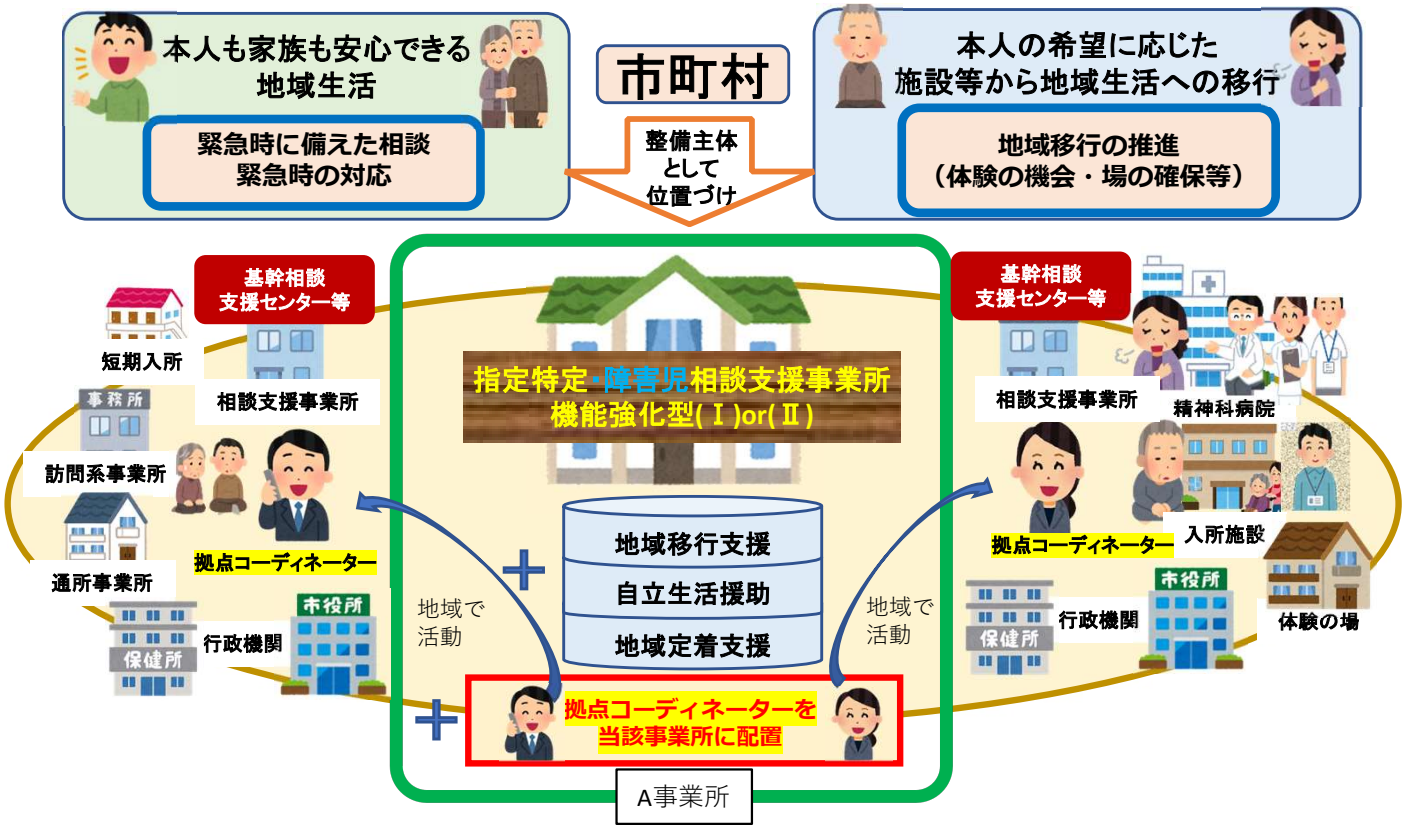

② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合

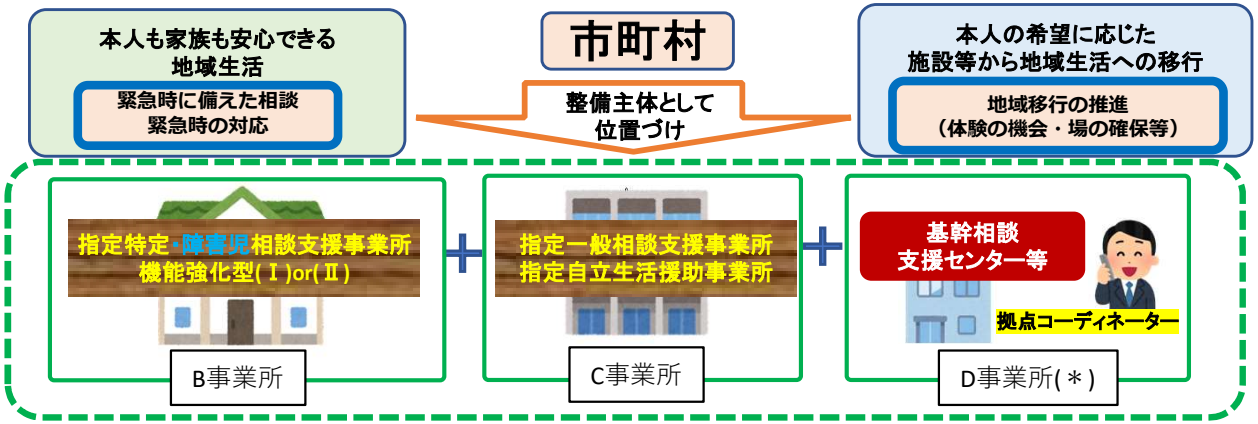

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定による見直し

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算　**500単位／月**

○　以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

①　計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で１以上配置した場合。

②　計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で１以上配置されている場合。

＊ 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、 配置した拠点コーディネーター１人につき、合計100回／月 までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】
○　市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
○　緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

＊拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
＊本報酬は法第77条第３項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

＊拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

その他の障害福祉分野における居住支援法人等との連携

障害福祉計画

○　市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるに当たっての国の基本指針において、以下の項目を規定。

- 障害福祉計画等の作成に当たっては、住宅政策担当部局を含む関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要であること。
- 障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、障害者の地域生活を支援するサービスと居住支援法人との連携を推進する必要があること。
- 障害者総合支援法に基づき都道府県及び市町村が設置する協議会と居住支援協議会との連携に努めること。

報酬上の評価等（地域移行支援、自立生活援助及び地域定着支援）

○　地域移行支援、自立生活援助及び地域定着支援において以下の取組を実施した場合に報酬上評価する。

- サービス事業所が居住支援法人又は居住支援協議会に対し、利用者の住宅の確保や居住支援に必要な情報の共有
- 障害者総合支援法に基づく協議会等に対し、住宅の確保や居住支援に係る課題の報告

実施主体の緩和（自立生活援助）

○　自立生活援助について、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されていた実施主体に係る要件を廃止し、居住支援法人を含む多様な事業主体の参入を促す。

第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針　（抜粋）

（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号））

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

3　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助（障害者総合支援法第五条第十六項に規定する自立生活援助をいう。以下同じ。）、地域移行支援（同条第二十項に規定する地域移行支援をいう。以下同じ。）及び地域定着支援（同条第二十一項に規定する地域定着支援をいう。以下同じ。）、自立訓練等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、これらのサービスと居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）との連携を推進するとともに、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。（以下略）

三　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

4　協議会の活性化

障害者等への支援体制の整備を図るため、都道府県及び市町村は、関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。（中略）

上記を踏まえ、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要である。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望ましい。また、協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画することも重要である。さらに、障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会をいう。）との連携に努めることが求められる。（以下略）

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項

2　計画の作成のための体制の整備

(二)　市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画等の作成に当たっては、介護保険担当部局、子育て支援や母子保健等の児童福祉担当部局、労働担当部局、保健医療担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局、デジタル担当部局、情報通信担当部局、文化行政担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。（以下略）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1．障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。

② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。

③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2．障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。

② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。

③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3．精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。

③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4．難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。

② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5．障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害ＤＢ、難病ＤＢ及び小慢ＤＢについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6．その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。 等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第２項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和６年４月１日（ただし、２①及び５の一部は公布後３年以内の政令で定める日、３②の一部、５の一部及び６②は令和５年４月１日、４①及び②の一部は令和５年10月１日）

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

１　障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
  <職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し　等>
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
  <地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
  <基礎研修受講者を20%以上配置し、区分６かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合　360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月　等>
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
  <障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月　等>
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
  <虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算　等>
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
  <栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和９年３月31日まで延長>
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
  <基準費用額　54,000円　⇒　55,500円>
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
  <管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化　等>

２　訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
  <特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４及び５の利用者も対象に追加
  <入院中の重度訪問介護利用の対象　区分６⇒　区分４以上>
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
  <居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加　等>

３　日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
  <生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
  <人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日　等>
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
  <緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位　⇒　270単位　等>
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
  <医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日　等>

４　施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
  <意向確認に関する指針未作成の場合の減算　5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等>
- 施設における10人規模の利用定員の設定
  <基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
  <地域移行支援体制加算【新設】>
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
  <自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月　等>
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
  <グループホームの基本報酬の見直し>
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
  <運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和７年度から義務化>

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

５　訓練系サービス（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
  <個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日　等>
- ピアサポートの専門性の評価
  <ピアサポート実施加算【新設】100単位/月>

６　就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型・就労定着支援・就労選択支援）

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
  <利用定員規模　20人以上⇒　10人以上>
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
  <就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
  <就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日　等>
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
  <就労定着支援の基本報酬の見直し>
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
  <就労選択支援サービス費【新設】　1210単位/日>

７　相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
  <計画相談支援の基本報酬の見直し>
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
  <主任相談支援専門員配置加算　100単位/月
  ⇒　主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）　300単位/月・100単位/月>
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
  <医療・保育・教育機関等連携加算　100単位/月　⇒　150～300単位/月　等>

８　障害児支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価
  <中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日
  中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
  <総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定　等>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
  <児発・放デイの基本報酬の見直し　>
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
  <入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算　155単位/日　⇒　200又は250単位/日　等>
- 家族支援の評価を充実
  <事業所内相談支援加算　80単位/月１回　⇒　家族支援加算　80単位/月４回（ｵﾝﾗｲﾝ 60単位）、延長支援加算の見直し　等>
- インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実　等）
  <訪問支援員特別加算　679単位/日　⇒　700又は850単位/日>
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
  <小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ加算　240単位/日　⇒　186～320単位/日
  ｻﾃﾗｲﾄ型　+308単位/日　⇒　+378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定　等>

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6～8年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 障害者等に対する虐待の防止
- 障害福祉人材の確保・定着
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障害福祉サービスの質の確保
- その他(地方分権提案に対する対応)

3. 成果目標（計画期間が終了するR8年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：R4年度末施設入所者の6%以上
- 施設入所者数：R4度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）
- 精神病床の1年以上入院患者数：13.8万人
  （R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減）
- 退院率：3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
  （H30年時点の上位10%の都道府県の水準）

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- 強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数： R3年度の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所： 就労移行支援事業所の5割以上(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)
- 都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- 就労定着支援事業の利用者数： 令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合： 2割5分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- 児童発達支援センターの設置：市町村又は圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- 都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等： 市町村又は圏域に1か所以上
- 都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- 都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置(新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- 市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上
- 都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

グループホームの概要

☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
☆ 1つの住居の利用者数の平均は**６名程度。**

具体的な利用者像

☆　単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
☆　一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
☆　施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方　など

具体的な支援内容

☆　主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を実施
☆　利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

☆ **共同生活住居ごとに１以上のユニットが必要**
☆ **ユニットの入居定員は２人以上１０人以下**
☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
☆ 居室の定員：原則１人
☆ 居室面積：収納設備を除き**７．４３㎡**

★住宅地に立地
★入居定員は原則１０名以下
※　既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
※　日中ｻｰﾋﾞｽ支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。（定員の合計は20人以下）

利用者数の推移

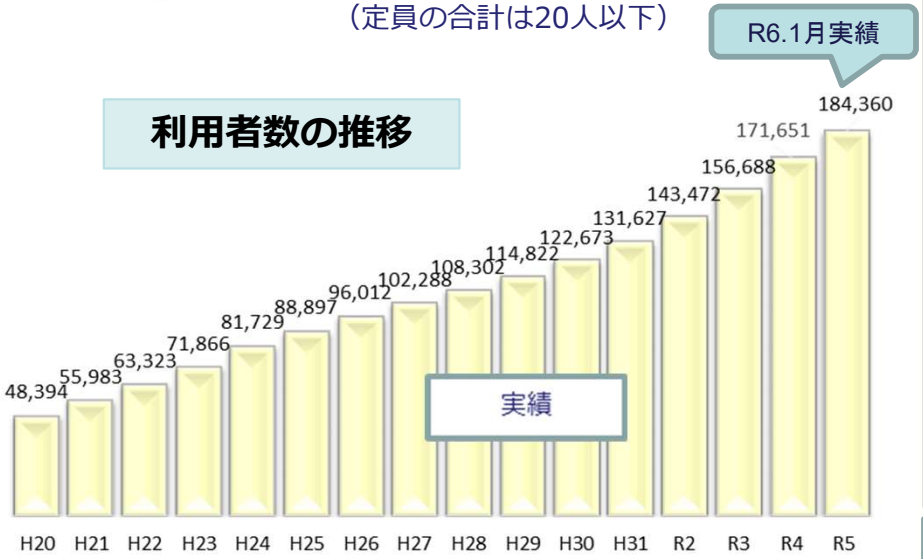

出典：国保連データ（各年度末月）

	グループホーム（共同生活援助）		
	（外部ｻｰﾋﾞｽ利用型）	（介護ｻｰﾋﾞｽ包括型）	（日中ｻｰﾋﾞｽ支援型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
ｻｰﾋﾞｽ内容	・主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助 ・居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助（日中サービス支援型を除く。）		
介護が必要な者への対応	外部の居宅介護事業所に委託	当該事業所の従業者により介護ｻｰﾋﾞｽを提供	当該事業所の従業者により常時の介護ｻｰﾋﾞｽを提供
報酬単位	**171単位～115単位** 標準的な時間に応じて (受託居宅介護ｻｰﾋﾞｽ) **96単位～**	障害支援区分に応じて **600単位～171単位**	障害支援区分に応じて **997単位～253単位**
事業所数	1,225事業所	11,151事業所	991事業所 （平成30年4月～）
利用者数	14,814人	154,304人	14,593人 （平成30年4月～）

利用者数合計　184,360人

事業所数・利用者数については、国保連令和6年1月サービス提供分実績

地域移行支援

○ 対象者

■　以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
　○　障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
　　※　児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

　○　精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者

○ サービス内容

■住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
■地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
■地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

■　従業者
　・1人以上は相談支援専門員であること。

■　管理者

○ 報酬単価（令和3月～）

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	3,062単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅲ）	2,349単位／月

（Ⅰ）の算定要件
①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

（Ⅱ）の算定要件
①上記①及び③を満たしていること。
②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

集中支援加算
利用者との対面による支援を月6日以上行った場合　500単位

障害福祉ｻｰﾋﾞｽの体験利用加算
障害福祉ｻｰﾋﾞｽの体験的な利用支援を行った場合
開始日～5日目　500単位
6日目～15日目　250単位

宿泊体験加算
一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合　300単位／日
夜間の見守り等の支援を行った場合　700単位／日

退院・退所月加算
退院・退所する月に加算　2,700単位
精神科病院において、1年未満で退院する場合　＋500単位／月

居住支援連携体制加算
居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合　35単位／月

地域居住支援体制強化推進加算　※月1回を限度
居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合　500単位／回

ピアサポート体制加算
研修を修了したピアサポーター等を配置した場合　100単位／月

○ 事業所数　354（国保連令和5年12月実績）

○ 利用者数　663（国保連令和5年12月実績）

自立生活援助

○ 対象者

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等や居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、自立生活援助の支援を要する者。

○ サービス内容

■ 居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者
・常勤専従である場合　60:1以上　・常勤以外の場合　30:1以上
■ 地域生活支援員1以上（25:1が標準）
・サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務が可能。
・自立生活援助事業所と併設する地域相談支援事業所を一体的に運営している場合は、自立生活援助のサービス管理責任者と地域相談支援事業所の相談支援専門員を兼務可能。

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

自立生活援助サービス費（Ⅰ）
障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所等又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の場合
・地域生活支援員30:1未満　[1,566単位]
・地域生活支援員30:1以上　[1,095単位]

自立生活援助サービス費（Ⅱ）
（Ⅰ）以外の場合
・地域生活支援員30:1未満　[1,172単位]
・地域生活支援員30:1以上　[821単位]

自立生活援助サービス費（Ⅲ）
（Ⅰ）（Ⅱ）以外の場合
利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合
[700単位]

■ 主な加算

ピアサポート体制加算
研修を修了したピアサポーター等を配置した場合　100単位／月

集中支援加算
自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定している場合に限り、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、自立生活援助を行った場合　500単位／月

同行支援加算
月2回まで　500単位／月
月3回　750単位／月
月4回以上　1,000単位／月

緊急時支援加算（Ⅰ）
※地域生活支援拠点等の場合　＋50単位／日
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅への訪問等による支援を行った場合　711単位／日

緊急時支援加算（Ⅱ）
緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合　94単位／日

日常生活支援情報提供加算　※月1回を限度
あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合　100単位／回

居住支援連携体制加算
居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合　35単位／月

地域居住支援体制強化推進加算　※月1回を限度
居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合　500単位／回

○ 事業所数　294（国保連令和5年12月実績）

○ 利用者数　1,248（国保連令和5年12月実績）

地域定着支援

○ 対象者

■以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
○ 居宅において単身で生活する障害者

○ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○ サービス内容

■常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
■障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
■関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

■ 従業者
・1人以上は相談支援専門員であること。

■ 管理者

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

地域定着支援サービス費

体制確保費	306単位／月（毎月算定）
緊急時支援費（Ⅰ）	712単位／日（緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定）
※地域生活支援拠点等の場合	＋50単位／日
緊急時支援費（Ⅱ）	95単位／日（緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定）

■ 主な加算

日常生活支援情報提供加算
あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位／回

ピアサポート体制加算
研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位／月

居住支援連携体制加算
居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度
居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回

○ 事業所数 543（国保連令和5年12月実績）

○ 利用者数 4,337（国保連令和5年12月実績）